

宮前区広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業仕様書

1 目的

この仕様書は、川崎市宮前区役所と宮前市民館において、設置事業者が広告付き表示板及び液晶モニター（以下「表示板等」という。）を設置し、これを媒体として広告を掲載することにより表示板等の運用を行う事業を実施するにあたって必要な条件等を定めるものである。

2 表示板等の設置等

(1) 設置場所等

設置場所等は、次のとおりとする。ただし、施設管理又は安全管理上の都合により設置場所の変更を行う必要があるときは、川崎市と設置事業者との協議により変更できるものとする。

物件 1（宮前区役所）

種別	設置場所	台数	サイズ	表示内容
広告付き表示板	区役所 2階ロビー	1台	縦 2,100mm×横 4,800mm ×奥行 200mm 程度	・周辺地図 ・庁舎案内図 ・バス乗り場案内
液晶モニター	区役所 2階ロビー	2台	46 インチ程度	・会議室案内 ・行政情報
液晶モニター	区役所 1階エントランス壁面	1台	46 インチ程度	・会議室案内

物件 2（宮前市民館）

種別	設置場所	台数	サイズ	表示内容
広告付き表示板	市民館 2階ロビー	1台	縦 2,100mm×横 4,800mm ×奥行 200mm 程度	・周辺地図 ・庁舎案内図 ・バス乗り場案内
液晶モニター	市民館 2階エントランス壁面	1台	60 インチ程度	・グループ情報案内 ・催事案内

(2) 設置・撤去

ア 設置方法

表示板等は貸付期間開始の前日までに、次の対策を講じた上で所定の位置に設置すること。

(ア) 転倒防止

案内表示板等の設置に当たっては、本体が容易に動かないよう確実に固定するとともに転倒などによる事故防止のために必要な安全対策を講じること。

なお、本体の固定は、床、壁、天井等にできるだけ負担の少ない方法によること。

(イ) 施設利用

施設利用者等の妨げとならないよう十分に配慮し、施設管理者の指示があった場合は、その指示に従うこと。

また、表示板等に突起物等がある場合は排除するなど安全上必要な措置を講じること。

イ 撤去

貸付期間が終了した時、又は、契約を解除した時は、表示板等を撤去し、原状回復を行うこと。

ウ 費用負担

表示板等の設置、移設及び撤去に関する工事、転倒防止並びに安全対策に要する一切の費用は、設置事業者の負担とすること。

3 規格等

設置する表示板等は、次の各号の全てを満たす規格とすること。

(1) 素材

表示板等本体の素材は、鋼板又はそれに相当する強度を持つものとし、耐久性や防炎性能に考慮すること。

(2) デザイン

ア 設置場所周辺と調和のとれた色合い、デザインとすること。

イ 文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障害者に配慮するため、川崎市HPで公表している「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」に適合すること。

(URL : <http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-3-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

ウ 外国語表記を付加し、外国人に配慮すること。

(3) 周辺地図

- ア 宮前区内の広域図とし、公共施設及び避難場所等その他指定する地点をわかりやすく表示すること。
- イ 表示内容に変更があった場合は、原則として年1回以上、更新を行うものとし、軽易な変更等については、シールの貼付等により適宜対応すること。

(4) 庁舎案内図

- ア 各階ごとの部屋名、部課名をわかりやすく表示すること。
- イ 組織変更・配置換え等により表示内容に変更があった場合は、指示に基づき修正を行うこと。

(5) バス乗り場案内

- ア 区役所周辺のバス乗り場と区役所及び市民館出入り口との位置関係をわかりやすく表示すること。
- イ 各バス停の時刻表を掲載し、ダイヤ改正等の際には、その都度内容を更新すること。

(6) 液晶モニターについて

ア 仕様

(ア) 会議室案内

その日に予定している会議やイベント等について、会議室名、時間、会議名等を表示できるものとする。また、人口統計情報も表示するものとする。

(イ) 行政情報の表示

川崎市が提供する動画及び静止画の情報を表示できるものとする。

(ウ) グループ情報案内・催事案内（市民館のみ）

川崎市が提供する動画及び静止画の情報を表示できるものとする。

イ 情報更新について

液晶モニターに表示するための専用端末及び必要なソフトウェア等を設置事業者が提供し、随時表示内容を区役所職員が容易に変更できるものとする。

なお、液晶モニターに表示するためのデータは、USBメモリ等可搬記憶媒体により更新できるものとする。

(5) その他

- ア 表示板等に関する問い合わせ等に対応するため、表示板等に設置事業者の連絡先を明記すること。
- イ 省エネルギー対策を講じること。
- ウ 電源操作は、タイマーその他機器による自動制御又は外部の一括集中スイッチ

による方式とし、来庁者等による誤作動を防止する対策を講じること。

4 広告の掲載

(1) 広告枠の設置

ア 広告のスペースの面積は、広告付き表示板等設置物全体における表示部分の50%以内とすること。

イ 設置事業者は、広告付き表示板に適正な枠数と広告料金を設定し、広告事業から収入を得ることができるものとする。

(2) 広告内容

ア 掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、川崎市広告掲載基準に規定する規制業種に抵触するものは掲載できないものとする。

イ 広告募集にあたり、広告主に川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。

ウ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、設置事業者が負うこと。

※液晶モニターについても、事業者の希望があれば、広告スペースを設けることができるとする

5 運用業務

(1) 表示板等に関する問合せやトラブル・苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。

(2) 表示板等のメンテナンス及び清掃を定期的に行い、故障や破損・汚損等不具合が発生した場合には、その都度補修等の対応を行うこと。

(3) 表示板等の維持管理に係る一切の費用は設置事業者の負担とすること。

6 その他

(1) トラブル対応等

設置運営事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること。

(2) 広告付き表示板に係る電気料

ア 設置事業者は、広告付き表示板に係る電気料について、川崎市が年度を単位として発行する納入通知書により、次に定めるところにより算出する額を、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに川崎市に納入しなければならない。

電気料＝親メーターによる月額使用料×貸付面積÷延べ床面積

イ 川崎市は、正当な理由があると認めるときには、前項に定める算出方法を変更することができる。

(3) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と設置事業者がその都度協議して定めるものとする。